

幼稚園等 ICT 化支援補助事業概要

1 補助対象園

- (1) 学校法人立の私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園
- (2) 社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園

2 補助対象事業

教職員等が行う教育に係る資料の作成業務を電子化するために必要となるパソコン・タブレット等の備品を購入する経費に加えて、日々の活動記録の保存や資料の共有を円滑にするためのシステム導入に必要な経費

※裏面の「(参考) 対象となる事業例」も併せてご確認ください。

3 補助対象経費

- ① 指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費。
- ② 指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムで利用する端末や備品等の購入費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。(備品の設定費用及びリース料は対象外。通信環境整備に係る設定費用は対象です。)
- ③ 資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品の購入費やリース料、当該備品の動作に必要な付属品や消耗品の購入費。

4 交付基準額等

- (1) 交付基準額：1施設当たり 1,000千円(6学級以下)
1,500千円(7学級以上)

- (2) 補助率
1/2

5 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

6 留意事項

【共通】

- (1) 昨年度申請した園も応募可能ですが、各年度で別の事業を実施する必要があります。ただし、令和5年度交付決定額と令和6年度申請額の合計が交付基準額(1,000千円若しくは1,500千円)を超えることはできません。(令和5年度、満額で交付決定を受けた園は申請出来ません。)
- (2) 園の ICT 化のために導入するシステムに搭載する機能は、資料の作成を補助するものや作成した資料を保護者や教員同士での共有を容易にするものなど、幼児教育の質の向上に配慮されたものであることが必要です。

(裏面もご確認ください)

- (3) リース料や保守費及び通信費等は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。（既存システムに追加機能を導入する場合は、追加機能にかかる部分のみ対象）
- (4) 備品は具体的な使用目的や必要性があり、教育に係る資料の電子化及び教育の質の向上に資することが説明できるものに限りです。
- (5) 園で導入するシステムや機器についての内容を記載した見積依頼書（兼仕様書）を必ず作成して提出してください。
- (6) Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象としますが、大規模な改修工事を伴わないものに限りです。
- (7) システム、パソコン・タブレット、通信環境整備にかかる設定費は補助対象ですが、その他の備品の設定費は対象外です。

【幼保連携型認定こども園向け】

幼児教育の質の向上を目的とした ICT 化の促進を行うための事業であり、こども家庭庁が実施している幼保連携型認定こども園が対象の「保育所等における ICT 化推進事業」と重複して実施することはできません。

(参考) 対象となる事業例

- 手書きの資料作成からパソコン等を使用した資料作成への電子化するためのパソコン・タブレット端末等の導入
- 作成した資料を保存や共有するためのシステムの導入
- 教育に係る資料の作成を容易にすることのできるシステムの導入
- 保護者との情報共有や連絡を円滑に行うためのシステム等の導入